

各障害福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

令和8年度重度障がい児者に対する喀痰吸引等特定行為実施人材
育成研修の開催について

平素は本県の障がい児者医療行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）の一部改正により、介護職員等であっても、一定の研修を受けることで喀痰吸引等の行為を実施することができるようになりましたが、重度障がい児者に対してこうした行為を行うことができる介護職員は未だ不足しています。

そこで県では、喀痰吸引等研修（第3号研修・特定の者対象）の登録研修機関である公益財団法人介護労働安定センター岐阜支部を実施機関として、平成27年度から喀痰吸引等研修の基本研修を無料で実施しています。令和8年度も下記のとおり実施しますので、受講希望者への周知、ご応募の取りまとめにつきご検討のほどよろしく申し上げます。

記

- 【内 容】 喀痰吸引等研修（第3号・特定の者）における基本研修
（実地研修については、本研修の対象外です。）
- 【日 程】 令和8年7月から令和9年1月までの間に、県内各地域において2日間の研修を計5回開催。今回は後期3回分（令和8年11月～令和9年1月実施）を募集します。詳細は別紙開催スケジュール表をご覧ください。
- 【対 象】 障害福祉サービス事業所等に勤務している介護職員等のうち、特定の者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者
※介護職員等とは、障害福祉サービス事業所や介護保険法に基づく施設等の介護職員のほか、保育所の保育士、学校の教職員、養護教諭等、業として喀痰吸引等の行為を行うものはすべて含まれる
- 【定 員】 岐阜会場各回30名、それ以外の会場各回20名（定員を超える申込みがあった場合は、選考を行います。受講の可否については、改めてご連絡します。）
- 【受講料】 無料
- 【申 込 み】 別紙開催スケジュール表を参照のうえ、次の「申込みフォーム」にてお申込みください。「申込みフォーム」でのお申込みが出来ない場合は、申込書を郵送、FAXまたはメールにより、医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係へ送付し、お申込みください。

申込フォーム

<https://logoform.jp/form/T8mB/1731047>

または右の二次元コード



※申込書のダウンロード及び喀痰吸引等研修の制度については、岐阜県公式ホームページの医療福祉連携推進課のページをご覧ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/71472.html>

または右の二次元コード



【応募締切】 令和8年10月16日（金）

- 【留意事項】 ※介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号・特定の者対象）は基本研修を受講後、実地研修を受講することで修了となります。本研修を修了後、実地研修を受講される方は、喀痰吸引等研修登録研修機関にて別途実地研修の受講をお申込みください。
- ※受講決定後のキャンセルは、原則認めませんので、確実に受講ができる方のみお申込みください。
- ※受講回は第2希望まで記載できますが、確実に受講が可能な回のみ記載してください。
- ※同一所在地で複数の障害福祉サービスの指定を受けている事業所であっても、今回のご案内は一事業所のみを送付させていただいておりますので、必要に応じて、他の障害福祉サービス職員の方にもご周知ください。
- ※応募締切後に受講決定通知書を送付致します。研修日より1週間前までに通知書が届いていない場合はご連絡ください。

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課
障がい児者医療推進係

係 長	水 谷	担 当	住 田
-----	-----	-----	-----

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-1111(内線3284)

FAX：058-278-2871

E-mail：sumida-risa@pref.gifu.lg.jp